

品川区入札監視等委員会設置要綱

令和7年6月25日区長決定 要綱第162号

(設置)

第1条 品川区（以下「区」という。）が発注する契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、品川区入札監視等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 区が発注した工事または製造の請負、物件の売買その他の契約（品川区契約事務規則（昭和39年品川区規則第8号）第3条各号に掲げる契約および同規則別表第1の3の項および4の項に掲げる契約を除く。以下「対象契約」という。）に関し、入札および契約手続の運用状況等について区長から報告を受けること。
- (2) 委員会または委員が指定した対象契約に関し、次に掲げる事項の審議を行うこと。
 - ア 制限付一般競争入札に係る参加資格の設定に関すること。
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由に関すること。
 - ウ 随意契約に係る相手方の選定の理由に関すること。
- (3) 前2号の報告または審議に基づき、区長に対し意見を述べること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項および第5項の規定による意見の聴取に対し、区長に対し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区が行う入札および契約手続に関し、区長から必要な報告を受け、区長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、中立・公正の立場で客観的に入札および契約について審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者3人以内で構成し、区長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、区長が委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して会議に出席した者は、会議に出席したものとみなす。

4 委員がテレビ電話装置等を活用して会議に参加した場合において、当該委員が使用するテレビ電話装置等が、音声の送信または受信ができなくなったときは、当該委員は、音声の送信または受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

5 会議は、非公開とし、議事の概要はこれを公表する。

（委員の除斥）

第6条 委員は、自己または3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、議事に加わることができない。

（秘密の保持）

第7条 区長は、委員の委嘱にあたり、委員に対し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを約諾させるものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画経営部経理課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。